

## 第 5 号議案 定款一部変更の件

変更前（現行）	変更後
<p>(会員) 第 7 条 この法人に、次の会員を置く。</p> <p><u>(1) 正会員</u> 東京女医学校、東京女子医学専門学校及び東京女子医科大学医学部を卒業した者で、この法人の目的に賛同して入会を希望し、理事会が入会を承認した個人</p> <p><u>(2) 準会員</u> 東京女子医科大学医学部在学中の者で、この法人の目的に賛同して入会を希望し、理事会が入会を承認した個人</p> <p><u>(3) 賛助会員</u> 東京女子医科大学医学部の現教職員又この会の事業を援助し、若しくは援助した者で入会を希望し、理事会が入会を承認した個人</p>	<p>(会員) 第 7 条 この法人に、次の会員を置く。</p> <p><u>(1) 一般会員</u> <u>東京女医学校、東京女子医学専門学校及び東京女子医科大学医学部を卒業した者</u></p> <p><u>(2) 正会員</u> 東京女医学校、東京女子医学専門学校及び東京女子医科大学医学部を卒業した者で、この法人の目的に賛同して入会を希望し、理事会が入会を承認した個人</p> <p><u>(3) 準会員</u> 東京女子医科大学医学部在学中の者で、この法人の目的に賛同して入会を希望し、理事会が入会を承認した個人</p> <p><u>(4) 賛助会員</u> 東京女子医科大学医学部の現教職員又この会の事業を援助し、若しくは援助した者で入会を希望し、理事会が入会を承認した個人</p>
<p>(会員の資格喪失) 第 1 3 条 会員が、つぎの各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p><u>(1) 退会したとき</u></p> <p><u>(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき</u></p> <p><u>(3) 資格停止となった会員が、会費を 2 年以上滞納したとき</u></p> <p><u>(4) 除名されたとき</u></p> <p><u>(5) その他、正当なる事由があるとき</u></p>	<p>(会員の資格喪失) 第 1 3 条 会員が、つぎの各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p><u>(1) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき</u></p> <p><u>(2) 除名されたとき</u></p> <p><u>(3) その他、正当なる事由があるとき</u></p>

変更前（現行）	変更後
<p data-bbox="172 152 647 185">（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）</p> <p data-bbox="156 199 783 371">第14条 <u>会員</u>が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する<u>会員としての権利</u>を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。</p> <p data-bbox="164 434 783 607">2 <u>前条第3号</u>の規定によりその資格を喪失した者は、未納会費及び資格喪失後復籍の申し出をする事業年度までの会費相当額全額を納入し、理事会の承認を得て、復籍することができる。</p> <p data-bbox="164 667 767 745">3 役員又は社員が<u>会員</u>の資格を喪失した時は、その資格を失う。</p>	<p data-bbox="828 152 1303 185">（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）</p> <p data-bbox="812 199 1445 371">第14条 <u>正会員</u>が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する<u>正会員としての権利</u>を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。</p> <p data-bbox="820 434 1445 607">2 <u>前条の規定</u>によりその資格を喪失した者は、未納会費及び資格喪失後復籍の申し出をする事業年度までの会費相当額全額を納入し、理事会の承認を得て、復籍することができる。</p> <p data-bbox="820 667 1442 745">3 役員又は社員が<u>正会員</u>の資格を喪失した時は、その資格を失う。</p>